

かんきつにおける(地上)散布時と無人航空機散布時の使用液量・希釈倍数・薬剤投下量比較

農薬名	適用病害名	地上散布			無人航空機散布		
		使用液量 (ℓ,kg/10a)	希釈倍数 (倍)	薬剤投下量 (g,mℓ/10a)	使用液量 (ℓ,kg/10a)	希釈倍数 (倍)	薬剤投下量 (g,mℓ/10a)
ジマンダイセン水和剤	黒点病	200～700	600～800	250～1167	4	5	800
アドマイヤーフロアブル	アブラムシ類	200～700	2000～5000	40～350	5	20	250
	ゴマダラカミキリ(成虫)				5	40	125
ダニエモンフロアブル	ミカンサビダニ	200～700	4000～6000	34～175	(設定なし)		
トップジンMゾル	貯蔵病害	200～700	2000	100～350			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ポイント

- ① (地上)散布用の農薬は多くの使用液量を前提に高い希釈倍数を義務化しているため、高濃度・少量を前提としたドローン散布には適さない。
- ② かんきつに使用可能なドローン用(無人航空機散布)農薬は2種類のみ。
- ③ 例えば愛媛県からは、地上散布が認められている32種の農薬について、ドローン散布を認めてほしいという要望あり。